平成２２年（フ）第３２４０号
名古屋市中区新栄１丁目25番５号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中区新栄１丁目25番17号
破産者　株式会社木の葉
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９２号
三重県員弁郡東員町笹尾東２丁目18番10、前住所三重県桑名市川口町10番地
破産者　山本　匡人（旧姓服部）
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第５３４４号
大阪市北区天満４丁目４番16号
破産者　株式会社後工務店
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６７２号
大阪市北区豊崎１丁目５番４号
破産者　株式会社建商社
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２０７号
大阪府豊中市上新田４丁目30番７―205号、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区天満３丁目４番21号
破産者　株式会社ファルベ
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１６９号
大阪市中央区久太郎町２丁目５番６号Ｂ―101号
破産者　株式会社心斎橋興産
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３８３号
大阪府東大阪市森河内東１丁目36番９号
破産者　ホーピィプランニング株式会社
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９０１号
大阪市平野区加美西１丁目15番11号
破産者　有限会社片峰鉄工所
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９６９号
大阪市北区西天満１丁目３番17号
破産者　株式会社日學館
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０６３号
大阪府大東市扇町15番１号
破産者　株式会社貴光
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３２８号
大阪府寝屋川市葛原１丁目12番８号
破産者　株式会社岡田鉄筋工業
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５２０号
大阪府河内長野市中片添町35番５号
破産者　有限会社國領
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２７０号
兵庫県尼崎市次屋３丁目17番23号
破産者　株式会社黒田工業所
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６４号
兵庫県西宮市津門宝津町４番９―303号、前住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―456号
破産者　岡本　武志
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６０１号
兵庫県芦屋市業平町１番14号
破産者　亡池尾昭三相続財産
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７４６号
兵庫県尼崎市大島２丁目22番16―202号
破産者　有限会社たまディレクターズスタジオ
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７号
岩手県北上市下江釣子11地割144番地２
破産者　株式会社テイ・エム・シー
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１１９４号
東京都八王子市北野町547番地の14
破産者　有限会社米盛開発設計
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１９５号
東京都日野市旭が丘１丁目22番地の４サンハイツ101
破産者　米盛　明博
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４９５号
神奈川県座間市立野台１丁目14番33号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県座間市栗原中央５丁目９番12号
破産者　有限会社津古久産業
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１１０号
長野県茅野市宮川8053番地１
破産者　有限会社イトウ舗装
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部